

熊本市公報

第 1365 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定居宅介護・重度訪問介護事業者の指定廃止（告示第 836 号）	1454
○児童福祉法による指定児童発達支援・放課後等デイサービス事業者の指定廃止（告示第 837 号）	1454
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 838 号）	1454
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（告示第 839 号）	1455
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指（告示第 840 号）	1455
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定（告示第 841 号）	1456
○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定（告示第 842 号）	1456
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 844 号）	1456
○差押調書の公示送達（告示第 846 号）	1457
○市道の区域変更（告示第 847 号）	1457
○市道の供用開始（告示第 848 号）	1458
○県道の区域変更（告示第 849 号）	1458
○平成 24 年度及び平成 25 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達（告示第 850 号）	1458
○平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 851 号）	1459
○平成 25 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 852 号）	1459
○平成 24 年度及び平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 853 号）	1459
○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 854 号）	1460
○平成 25 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 855 号）	1460
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 856 号）	1460
○放置自転車の売却等（告示第 858 号）	1461
○放置自転車の移動及び返還（告示第 859 号）	1461

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 744 号）	1462
○平成 26 年度熊本市広告事業に係る広告取扱業者登録（公告第 745 号）	1462
○開発行為に関する工事の完了（公告第 746 号）	1464
○開発行為に関する工事の完了（公告第 748 号）	1464
○道路位置の指定（公告第 750 号）	1465

○道路位置の廃止（公告第 751 号）	1465
○開発行為に関する工事の完了（公告第 754 号）	1465
○開発行為に関する工事の完了（公告第 755 号）	1466
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 756 号）	1466
○開発行為に関する工事の完了（公告第 757 号）	1466
○開発行為に関する工事の完了（公告第 758 号）	1467
○開発行為に関する工事の完了（公告第 759 号）	1467
○開発行為に関する工事の完了（公告第 764 号）	1467
○開発行為に関する工事の完了（公告第 765 号）	1468
○開発行為に関する工事の完了（公告第 766 号）	1468
○開発行為に関する工事の完了（公告第 767 号）	1468
○平成 25 年度農用地利用集積計画の策定及び縦覧（公告第 769 号）	1468

西 区

○住民票の職権消除（西区告示第 9 号）	1469
----------------------	------

上下水道局

○熊本市上下水道局公印保管使用規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 28 号）	1469
○熊本市水道条例施行規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 29 号）	1470
○熊本市上下水道局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 30 号）	1471
○熊本市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 31 号）	1472
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 67 号）	1472
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 68 号）	1473

農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 12 号）	1474
-------------------------	------

告 示

告示第 836 号

平成 25 年 11 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
居宅介護支援事業所 熊本介護サポート
熊本市中央区壺川一丁目 2 番 2 号
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
有限会社 熊本介護サポート
熊本市中央区壺川一丁目 2 番 2 号
代表取締役 大石 眞由美
- 3 廃止した事業の種類
居宅介護・重度訪問介護
- 4 廃止年月日
平成 25 年 10 月 31 日

告示第 837 号

平成 25 年 11 月 1 日

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 の規定に基づき、児童発達支援・放課後等デイサービスを行う事業者の指定を廃止したので、同法第 21 条の 5 の 24 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
児童発達支援事業所 まいすてっぷ
熊本市南区富合町志々水大坪 81-3
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
NPO 法人 L a e t a
熊本市中央区坪井六丁目 14-30
理事長 安永 アイ子
- 3 廃止した事業の種類
児童発達支援・放課後等デイサービス
- 4 廃止年月日
平成 25 年 10 月 31 日

告示第 838 号

平成 25 年 11 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	そうごう薬局 北帯山店	熊本市中央区帯山4-18-20	平成25年11月1日 ~ 平成31年10月31日
2	しんなべ薬局	熊本市東区新南部二丁目7-60	平成25年11月1日 ~ 平成31年10月31日
3	あさがお薬局 画図店	熊本市東区画図町所島112-2	平成25年11月1日 ~ 平成31年10月31日
4	錦ヶ丘調剤薬局	熊本市東区健軍本町1-6	平成25年11月1日 ~ 平成31年10月31日

告 示 第 8 3 9 号

平成25年11月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
訪問介護ステーション 介護24熊本おひさま
熊本市中央区本山二丁目7番12号野中ビル102号室
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
合同会社サン・エムシー
熊本市中央区本山二丁目6番28号 和田 正則
- 3 指定年月日
平成25年11月1日
- 4 障害福祉サービスの種類
居宅介護、重度訪問介護、同行援護
- 5 主たる対象とする障害の種類
特定無し

告 示 第 8 4 0 号

平成25年11月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所オールサポート
熊本市中央区出水六丁目36-26カーサ出水105号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
NPO法人オールサポート
熊本市北区津浦町13番68-1号 長 也寸志
- 3 指定年月日
平成25年11月1日
- 4 地域相談支援の種類
地域移行支援、地域定着支援
- 5 主たる対象とする障害の種類
特定無し

告 示 第 8 4 1 号

平成 25 年 11 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) さくら福祉相談センター熊本
熊本市西区松尾町上松尾 5 番地 1
- (2) 明和相談支援センター
熊本市南区中無田町 6 4 8 番地
- (3) 相談支援事業所オールサポート
熊本市中央区出水六丁目 3 6 - 2 6 カーサ出水 1 0 5 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 社会福祉法人博心会
熊本県玉名郡和水町下津原 3 9 5 1 番地 渡邊 悟朗
- (2) 社会福祉法人勝縁会
熊本市南区中無田町 6 4 8 番地 原田 順也
- (3) NPO 法人オールサポート
熊本市北区津浦町 1 3 番 6 8 - 1 号 長 也寸志

3 指定年月日

平成 25 年 11 月 1 日

4 主たる対象とする障害の種類

- (1) 特定無し
- (2) 特定無し
- (3) 特定無し

告 示 第 8 4 2 号

平成 25 年 11 月 1 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 24 条の 37 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

相談支援事業所オールサポート
熊本市中央区出水六丁目 3 6 - 2 6 カーサ出水 1 0 5 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

NPO 法人オールサポート
熊本市北区津浦町 1 3 番 6 8 - 1 号 長 也寸志

3 指定年月日

平成 25 年 11 月 1 日

告 示 第 8 4 4 号

平成 25 年 11 月 6 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
10月21日	はり札等	3	桜木・花立	10月22日
10月22日	はり札等	3	下南部・田崎	10月23日
10月25日	はり札等	1	江津	10月25日
10月27日	はり札等	1	田崎	10月28日
	立看板等	2	春日	
10月28日	はり札等	1	植木町	10月29日
10月29日	はり札等	4	下通・新外・下南部	10月30日
10月31日	はり札等	1	大窪	11月1日
11月1日	はり札等	2	保田窪・井川淵町	11月2日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 8 4 6 号

平成 25 年 11 月 7 日

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)の送達を受け
るべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊
本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名(記載省略)

1件

- 2 送達をする書類名

差押調書(謄本)

告示第 8 4 7 号

平成 25 年 11 月 8 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規
定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域		
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員(m)

4022	新土河原1丁目城山半田3丁目第1号線	西区新土河原一丁目1041番2地先から 西区城山半田二丁目105番2地先まで	旧	3.3 ～ 5.5	1484.1
		西区新土河原一丁目1041番2地先から 西区城山半田二丁目105番2地先まで	新	4.5 ～ 4.5	1488.0

告 示 第 8 4 8 号

平成25年11月8日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
4022	新土河原1丁目城山半田3丁目第1号線	西区新土河原一丁目1041番2地先から 西区城山半田二丁目105番2地先まで	平成25年11月8日

告 示 第 8 4 9 号

平成25年11月8日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路 線 名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般県道	砂原四方寄線	北区硯川町891番1地先から 北区下硯川町723番1地先まで	旧	21.0 ～ 37.0	85.0
		北区硯川町891番1地先から 北区下硯川町723番1地先まで	新	24.0 ～ 38.0	85.0

告 示 第 8 5 0 号

平成25年11月11日

平成24年度後期高齢者医療保険納入通知書11月・3月分、平成25年度後期高齢者医療保険納

入通知書7月分の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

送達を受けるべき者の住所及び氏名
別紙のとおり（登載省略）

告 示 第 8 5 1 号

平成25年11月11日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成25年度	9月期	168人
	8月期	54人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成25年11月20日

告 示 第 8 5 2 号

平成25年11月11日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成25年度	9月期	19人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成25年11月20日

告 示 第 8 5 3 号

平成25年11月11日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	9 月期	7 1 5 人
	8 月期	1 3 人
	7 月期	3 人
	6 月期	2 人
平成 24 年度	3 月期	1 人
	1 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 11 月 20 日

告 示 第 8 5 4 号

平成 25 年 11 月 12 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

告 示 第 8 5 5 号

平成 25 年 11 月 13 日

平成 25 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 25	市県民税	4 期	平成 26 年 1 月 31 日	25 人

告 示 第 8 5 6 号

平成 25 年 11 月 13 日

平成 25 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 25 年度	介護保険料	10 月期	平成 25 年 12 月 2 日	公示送達者 6 人 (登載省略)
		11 月期	平成 25 年 12 月 2 日	
		12 月期	平成 26 年 1 月 6 日	
		1 月期	平成 26 年 1 月 31 日	
		2 月期	平成 26 年 2 月 28 日	
		3 月期	平成 26 年 3 月 31 日	

告 示 第 8 5 8 号

平成 25 年 11 月 14 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 25 年 11 月 14 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 119 台

告 示 第 8 5 9 号

平成 25 年 11 月 14 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成 25 年 10 月 17 日 あいばるくまもと、東区長嶺四丁目 7、東区長嶺六丁目 10、北区楡木五丁目 24
 - イ 平成 25 年 10 月 18 日 東区健軍三丁目 2、西区春日一丁目 2
 - ウ 平成 25 年 10 月 21 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、南区富合町木原大木原バス停、並木坂エリア
 - エ 平成 25 年 10 月 22 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア
 - オ 平成 25 年 10 月 24 日 中央区大江五丁目 17-29、中央区大江本町 7-9、健軍ピアクレス、健軍駐輪場、森都心プラザ
 - カ 平成 25 年 10 月 25 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア、中央区渡鹿七丁目 15、田崎歩道橋、並木坂エリア
 - キ 平成 25 年 10 月 28 日 市上通駐輪場、市庁舎北側駐輪場、中央区神水本町 20、中央区水前寺公園 10
 - ク 平成 25 年 10 月 29 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア
 - ケ 平成 25 年 10 月 30 日 西区野中三丁目 3、中央区九品寺一丁目 4
 - コ 平成 25 年 10 月 31 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区米屋町二丁目 16、並木坂エリア

- サ 平成 25 年 11 月 1 日 森都心プラザ、中央区出水一丁目 6、東区月出三丁目 1
- シ 平成 25 年 11 月 5 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、南区島町四丁目 8、北区龍田七丁目 9
- ス 平成 25 年 11 月 6 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区新町三丁目 7、並木坂エリア
- セ 平成 25 年 11 月 8 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア、北区清水新地六丁目 2、北区龍田四丁目 24
- ソ 平成 25 年 11 月 11 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、森都心プラザ、辛島エリア

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 26 年 2 月 16 日まで

2 移動・保管台数

自転車 237 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第 2 自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

公 告

公告第 744 号

平成 25 年 11 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町岩野字馬場 1577 番 1

309.59 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区帯山二丁目 14 番 31 号 再春館さくら寮西館 101 号

大串 達也

公告第 745 号

平成 25 年 11 月 5 日

平成 26 年度に熊本市が実施する「熊本市広告事業」に係る広告取扱業者の登録について必要な事項を次のとおり定めたので公告する。

熊本市長 幸山政史

1 目 的

本市の資産を広告媒体として積極的に活用し、民間企業の広告を掲載することにより、市民サービス向上のための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 登録資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (4) 平成 25 年 3 月 31 日以前 3 年以上継続して広告業務を営んでいること。
- (5) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成 21 年告示第 199 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 法人組織で資本金の額が 300 万円以上であること。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がない者

3 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市財政局管財課

電話 096-328-2100（直通）

4 申請の時期及び方法

(1) 申請書の交付期間及び方法

平成 25 年 11 月 5 日（火）から平成 25 年 11 月 18 日（月）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 3 の担当部局で配布する。（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

- ・ 担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで

熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 申請書等の提出方法等

当該案件の参加希望者は、広告取扱業者登録審査申請書及びその他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）を提出し、登録資格の有無について熊本市長の審査を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参により提出すること。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

- (ア) 広告取扱業者登録審査申請書・・・様式第 1 号
- (イ) 登録審査調書・・・・・・・・・・様式第 2 号
- (ロ) 業務実施金額調書・・・・・・・・・・様式第 3 号
- (ハ) 主要取引実績額調書・・・・・・・・・・様式第 4 号
- (ニ) 登記簿謄本（写し可）
- (ホ) 市税滞納有無調査承諾書
- (ヘ) 消費税納税証明書（その 3 の 3）（写し可）

※納税証明書交付請求書は国税庁ホームページからダウンロードすることもできる。

- (ウ) 委任状（支店、営業所等の長に市との取引の権限を委任する場合）

- (f) 誓約書
- (g) 役員名簿及び照会承諾書
- (h) 社会保険料及び労働保険料納付済証明書（写し可）
- (i) 印鑑証明書
- (k) 定款（写し可）
- (n) 財務諸表（写し可）

イ 提出期限

平成25年11月18日（月）午後5時まで

ウ 提出部数

1部とする

エ 提出先

3の担当部局

オ 留意事項

- (7) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者で、さらに業種として、第1分類「広報・広告業務」・第2分類「企画・製作」業務での登録をしている者は、ア(4)から(7)の申請書等の提出を省略できるものとする。
 - (4) 様式については、広告取扱業者登録審査申請書提出日時点において記載すること。
- (3) 登録資格の結果通知
登録資格の結果通知（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。
- 5 登録資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 登録資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して登録資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
 - (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

公 告 第 7 4 6 号

平成25年11月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区上代五丁目1976番1、1976番2
428.20平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市東灘区御影郡家一丁目26番10-602号
吉川 博子

公 告 第 7 4 8 号

平成25年11月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区中無田町字江越 206 番 4、206 番 7
328.21 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区八幡十丁目 2 番 64 号
藤本 征也

公告第 750 号

平成 25 年 11 月 6 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定をしたので、同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

指定番号 熊本市指令（建指）	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
第 H25—012 号	平成 25 年 7 月 1 日	熊本市東区御領四丁目 651 番 1	4.00～ 5.10	50.94
第 H25—014 号	平成 25 年 7 月 2 日	熊本市南区城南町隈庄 字安幕 921 番 2	4.01～ 5.11	43.70
第 H25—017 号	平成 25 年 8 月 16 日	熊本市北区梶尾町字五 反田 1218 番 1	5.00～ 5.01	18.54
第 H25—018 号	平成 25 年 9 月 11 日	熊本市西区上代一丁目 453 番 5	4.00～ 4.03	57.44
第 H25—019 号	平成 25 年 9 月 9 日	熊本市東区八反田二丁 目 3474 番 4	4.00～ 4.15	43.85

公告第 751 号

平成 25 年 11 月 6 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
平成 25 年 7 月 3 日	熊本市中央区国府三丁目 432 番 1	4.00	95.80
平成 25 年 8 月 19 日	熊本市南区野口三丁目 937 番 5、937 番 8、938 番、939 番 7、937 番 11	4.00	56.00

公告第 754 号

平成 25 年 11 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区奥古閑町字内山 1756 番 2、1756 番 3
324.50 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市南区近見四丁目1番15号 セントビラ田中Ⅲ102号
 芥川 慶真

公 告 第 7 5 5 号

平成25年11月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 熊本市西区谷尾崎町字宮本880番3、880番4
 499.24平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市中央区八王寺町16番3-101号 ハーモニー八王寺B
 内田 智洋

公 告 第 7 5 6 号

平成25年11月7日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積 (a)	変更理由
1	熊本市西區城山下代四丁目821番1、821番3、822番1、822番4	18.42	農地を農業用施設用地（育苗施設及びたい肥舎）に用途区分変更
2	熊本市西區河内町白浜384番1	4.40	農地を農業用施設用地（選果場）に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
 熊本市中央区役所総務企画課
 熊本市東区役所農業振興課
 熊本市西区役所農業振興課
 熊本市南区役所農業振興課
 熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 7 5 7 号

平成25年11月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区御幸西二丁目 669 番 5、669 番 7、670 番 2

1, 717. 46 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区上南部二丁目 1 番 100 号

株式会社 ハピネス

代表取締役 中園 千加江

公 告 第 7 5 8 号

平成 25 年 11 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画区町大字下無田字廣江 1568 番 5

375. 50 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区江津二丁目 28 番 31-301 号 レジデンス ETOH 301

加藤 有人

加藤 りえ

公 告 第 7 5 9 号

平成 25 年 11 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町陳内字前田 183 番 3、183 番 4

446. 56 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区近見三丁目 13 番 1 号 コーポ幸 105

松本 重信

公 告 第 7 6 4 号

平成 25 年 11 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区域山半田二丁目 89 番 1、89 番 2

389. 41 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区域山下代二丁目 14 番 6 号 コーポ中村 105

森田 一幸

公 告 第 7 6 5 号

平成 25 年 1 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西二丁目 3354 番 7
398.60 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区戸島西一丁目 23 番 36 号
村上 至
村上 利栄

公 告 第 7 6 6 号

平成 25 年 1 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島五丁目 112 番 3、113 番 3
268.92 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区楡木四丁目 20 番 62 号 エレガンスヴィラ I 棟 201 号
青木 直弥
青木 有希枝

公 告 第 7 6 7 号

平成 25 年 1 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口三丁目 1172 番、1173 番
2,059.25 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区八景水谷一丁目 23 番 32 号
株式会社 コスモホーム
代表取締役 齋藤 和之

公 告 第 7 6 9 号

平成 25 年 1 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画第 8 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

西 区

西 区 告 示 第 9 号

平 成 2 5 年 1 1 月 1 日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年10月29日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上 下 水 道 局 規 程 第 2 8 号

平 成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本市上下水道局公印保管使用規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道局公印保管使用規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局公印保管使用規程（昭和30年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「その」を「当該」に改め、同条第2項中「その公印」を「当該公印」に改める。

第15条中「総務課長を経て」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による報告をする者が総務課長以外の者である場合にあっては、当該報告は、総務課長を経てしなければならない。

別表第1の1の表中

保管者	個数
総務課長	1
総務課長	3
総務課長	1
当該課長	各1

を

個数	保管者
1	総務課長
4	総務課長及び管理者 が別に定める職員 (各1)
1	総務課長
各1	当該課長

に

改め、別表第1の2の表中

保管者	個数
総務課長	1
総務課長	1
料金課長及び各上下水道センター所長	3
総務課長	1
出納室長	1
出納室長	1
総務課長	1

を

個数	保管者
1	総務課長
1	総務課長
3	料金課長及び各上下水道センター所長(各1)
1	総務課長
1	出納室長
1	出納室長
1	総務課長

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 2 9 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本市水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市水道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市水道条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条を次のように改める。

（工事費の算出方法）

第 1 0 条 条例第 1 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる費用（以下「材料費等」という。）は、管理者が別に定める単価表（以下「単価表」という。）により算出する。

2 条例第 1 4 条第 1 項第 4 号の間接経費は、次の合計額とする。

- (1) 経費
- (2) 事務費

3 前項第 1 号の経費は、材料費等の合計額に単価表に定める率を乗じて得た額とし、同項第 2 号の事務費は、材料費等及び当該経費の合計額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額とする。

4 条例第 1 4 条第 2 項に規定する特別の費用は、消費税相当額とし、その額は、同条第 1 項各号に掲げる費用の合計額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額とする。

第 13 条の見出し中「の掲示」を削り、同条中「定めた所定の」を「交付する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の標識の様式は、管理者が別に定める。

第 14 条第 2 項前段中「原状回復」を「、原状回復」に改め、同条第 3 項中「メーター」を「、メーター」に改める。

第 27 条第 1 項中「労力費、間接経費及び消費税相当額」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 労力費
- (2) 間接経費
- (3) 消費税相当額

第 27 条第 2 項中「第 1 項に規定する」を「前項第 1 号の」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項第 2 号の間接経費は、次の合計額とする。

- (1) 経費
- (2) 事務費

第 27 条第 4 項中「第 1 項に規定する」を「第 1 項第 3 号の」に、「同項に規定する」を「同項第 1 号の」に改め、「及び」の次に「同項第 2 号の」を加え、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 前項第 1 号の経費は、第 1 項第 1 号の労力費に単価表に定める率を乗じて得た額とし、前項第 2 号の事務費は、当該労力費に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

本則に次の 1 条を加える。

(管理者が別に定める方法による申込み等)

第 29 条 第 11 条に規定する申込み並びに第 16 条第 1 項及び第 5 項並びに第 17 条第 2 項及び第 3 項に規定する届出は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する書類以外の管理者が別に定める方法によっても、することができる。

附則第 3 項中「に規定する給水装置」を「の規定による給水装置」に、「第 10 条第 3 項」を「第 10 条第 2 項」に、「同条第 1 項に規定する」を「条例第 14 条第 1 項第 4 号の」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 30 号

平成 25 年 11 月 1 日

熊本市上下水道局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成 18 年水道局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

本則中「場合」の次に「（熊本市上下水道事業管理者が別に定める場合を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局規程第 3 1 号

平成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 号中「必要な」を「、必要な」に改める。

第 5 条の 3 中「前条の届出に係る条例第 5 条の 2 第 1 項」を「同項」に改め、「水道水以外の水を使用するための」を削る。

第 2 6 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に改め、「（様式第 1 1 号）」の次に「又は管理者が別に定める方法」を加え、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 前項の届出がない場合にあつては、公共下水道（条例第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。以下同じ。）の使用を開始した日その他の使用料（条例第 1 3 条第 1 項の使用料をいう。以下同じ。）の徴収に関し必要な事項は、管理者が認定する。

3 水道水（条例第 2 条第 1 2 号に規定する水道水をいう。以下同じ。）の使用による汚水を公共下水道に流入させ、又は流入させていた場合において、当該水道水の使用に関し、熊本市水道条例（昭和 3 3 年条例第 3 7 号）第 1 7 条の 2 の規定による申込み又は同条例第 2 1 条第 1 号若しくは第 4 号若しくは第 2 2 条第 2 号の規定による届出がされたときは、当該申込み又は届出をもって、第 1 項の届出があつたものとみなす。

第 3 1 条第 1 項第 7 号中「偽り」を「詐欺」に改め、「（条例第 1 3 条第 1 項の使用料をいう。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項中「納期限変更通知書」を「、納期限変更通知書」に、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改める。

第 3 4 条第 2 項中「により」を「による」に改める。

附則中第 3 項及び第 4 項を削り、第 5 項を第 3 項とし、第 6 項を削る。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（下益城郡富合町の編入に伴う経過措置）」を付し、同項中「（以下「富合町編入日」という。）」を削り、同項を附則第 4 項とし、附則第 8 項を削る。

附則第 9 項中「。以下「旧城南町規則」という。」及び「。以下「旧植木町規則」という。」を削り、同項を附則第 5 項とし、附則第 1 0 項を附則第 6 項とし、附則第 1 1 項及び第 1 2 項を削る。

様式第 1 号（第 1 面）備考及び様式第 1 号の 2（第 1 面）備考中「コピー可」を「コピーでも可」に改める。

様式第 2 号備考 1 中「1 4 日」を「5 日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示第 6 7 号

平成 2 5 年 1 1 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 2 5 年 1 1 月 1 日

2 下水を排除し、及び処理する区域

- (1) 中部処理区
西区池田四丁目の一部
 - (2) 東部処理区
東区画図町大字重富、東区佐土原三丁目、東区弓削町、南区良町一丁目及び南区良町四丁目の各一部
 - (3) 西部処理区
西区城山半田二丁目、西区松尾町上松尾及び西区上代一丁目の各一部
 - (4) 富合処理区
南区富合町廻江及び南区富合町田尻の各一部
 - (5) 植木処理区
北区植木町植木、北区植木町岩野及び北区植木町広住の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
- (1) 中部処理区
西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号
中部浄化センター
 - (2) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番
東部浄化センター
 - (3) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号
西部浄化センター
 - (4) 富合処理区
宇土市高柳町 1 3 8
宇土市終末処理場
 - (5) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 68 号

平成 25 年 11 月 7 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 5 5 号	熊本市南区城南町千町 9 8 8 番地 3 岩田設備 代表者 岩田 浩二	平成 25 年 11 月 1 日

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 1 2 号

平 成 2 5 年 1 1 月 1 日

熊本市農業委員会総会会議規則第2条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日 時 平成 2 5 年 1 1 月 8 日 (金) 午後 3 時
- 2 場 所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議 題
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請 (会許可分)
 - 第 2 号議案 競売買受適格証明願(耕作目的 : 会許可分)
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (8 号)
 - 第 6 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願